

東京都耐震マーク表示制度

耐震基準への適合が確認された
都内の建築物を対象に
耐震マークを交付します（無料）



マークのサイズは 15 cm × 15 cm
戸建住宅用のサイズは 6 cm × 6 cm

建築物を安心して利用できるようにするため、東京都は、耐震基準への適合が確認された都内の建築物を対象に耐震マークを無料で交付します。

エントランスなどに、耐震マークを表示していただくことにより、建物耐震化を一層促進していきます。

耐震マークは3区分で受付中！

- 「新耐震適合」 … 昭和 56 年 6 月以降に建てられた建築物（昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに新築の工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造建築物を除く）
- 「耐震診断済」 … 耐震診断等により耐震基準への適合が確認された建築物
- 「耐震改修済」 … 耐震改修等により耐震基準への適合が確認された建築物

【申請方法】

- ① ホームページで申請用紙と郵送ラベルをダウンロード
- ② 申請用紙などの書類を事務局に郵送 又はインターネットによる電子申請
- ③ 耐震マークが届きます

申請方法の詳細や申請用紙ダウンロードは

東京都耐震ポータルサイト

検索

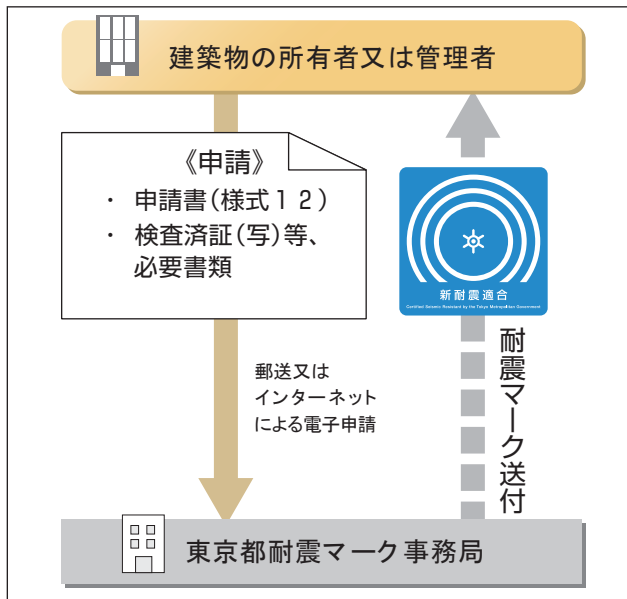
【問合せ先】 東京都耐震マーク事務局

03-5989-1493

耐震マーク交付の流れ

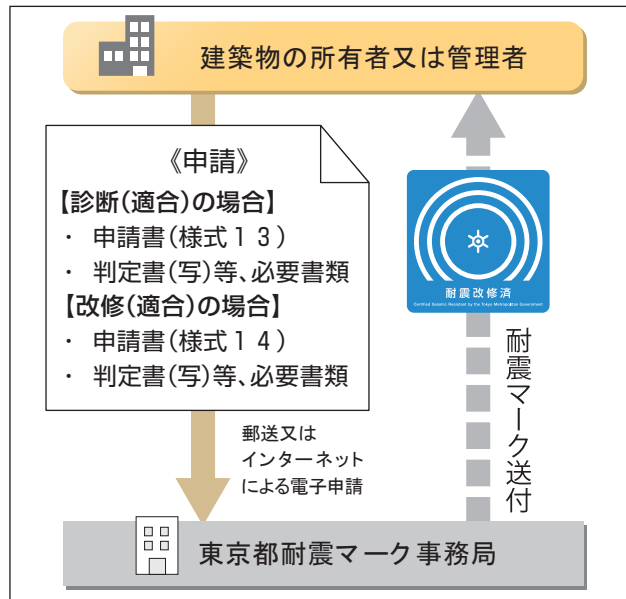
新耐震建築物

(昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したもので、ただし、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに新築の工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造建築物を除く)



旧耐震建築物等

(昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものと及び昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに新築の工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造建築物)



※本制度の一層の普及拡大を図るため、希望者からの申請に応じた交付に加え、都が耐震基準への適合を確認した建物の所有者に対し、直接耐震マークを郵送する場合があります。

■必要書類一覧(各申請区分により、【○-○】のいずれかの必要書類をご提出ください)

申請区分	マーク区分	必要書類
① 昭和56年6月以降に工事に着手したもので(昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに新築の工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造建築物を除く)	新耐震適合	【①-1】 申請書(様式12)、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に基づく検査済証(写)
		【①-2】 申請書(様式12)、台帳記載事項証明書(完了検査日の入ったもの)
		【①-3】 申請書(様式12)、建築基準法第6条第4項又は第6条の2第1項に基づく確認済証(写)、施工内容報告書(様式15)(建築士の署名のあるもの)
		【①-4】 申請書(様式12)、台帳記載事項証明書、施工内容報告書(様式15)(建築士の署名のあるもの)
② 旧耐震建築物及び昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに新築の工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造建築物で耐震診断等により耐震基準への適合を確認したもので。	耐震診断済	【②-1】 申請書(様式13)、耐震診断助成額確定通知書(写)、耐震診断結果報告書(写)
		【②-2】 申請書(様式13)、耐震判定団体の耐震診断結果判定書(写)
		【②-3】 申請書(様式13)、耐震診断結果・耐震改修実施報告書(写)(様式16)(建築士の署名のあるもの)
		【②-4】 申請書(様式13)、建築基準法第38条の大臣認定書(写)
③ 旧耐震建築物及び昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに新築の工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造建築物で耐震改修により耐震基準への適合を確認したもので。	耐震改修済	【③-1】 申請書(様式14)、耐震改修助成額確定通知書(写)
		【③-2】 申請書(様式14)、耐震改修促進法第17条第3項に基づく計画認定書(写)、工事請負契約書(写)
		【③-3】 申請書(様式14)、耐震判定団体の補強設計判定書(写)、工事請負契約書(写)
		【③-4】 申請書(様式14)、耐震診断結果・耐震改修実施報告書(写)(様式16)(建築士の署名のあるもの)

■必ずお読みください

東京都耐震マーク表示制度は、建築物の所有者・管理者の申請に基づき、その内容を確認し、マークを交付するもので、建築物の耐震性を保証するものではありません。建築物の売買・貸借等を行う際には、ご自身の判断で慎重にお取引ください。